（申込日）令和　　年　　月　　日

木下の保育園富岡　施設長　殿

未就園児の定期的な預かり事業利用申込書

以下に記載のとおり、未就園児の定期的な預かり事業の利用を申し込みます。

保護者氏名			
住所	江東区		
連絡先	メールアドレス：	電話番号：	
児童氏名		生年月日：　　年　　月　　日 （クラス年齢：　　歳児クラス）	
上記児童は、現在保育所等※を（　利用している　・　利用していない　）←いずれかに○			
利用希望月	令和　　年　　月　～　令和　　年　　月 ※連続する６か月まで申し込みできます。		
希望利用曜日	第１希望	月　・　火　・　水　・　木　・　金	
	第２希望	月　・　火　・　水　・　木　・　金	
	第３希望	月　・　火　・　水　・　木　・　金	
希望時間 （最大9:00～17:00の間）	：　　～　　：		
利用料負担軽減	該当する項目がある場合、☑を記入してください。なお、多子世帯以外の要件の場合は、区に別途申請が必要です。 ☐ 利用者負担軽減の次の対象者に該当します。（別途申請必要） ・生活保護世帯　・住民税非課税世帯 ・住民税所得割合算額７７，１０１円未満世帯（給与所得３６０万円未満相当世帯） ☐ 多子世帯（第２子以降の児童が利用する場合）（別途申請不要）※		

【申込みに際しての注意事項】

※　「保育所等」とは、認可保育所、認定こども園、小規模保育所、居宅訪問型保育、家庭的保育事業（認可）、幼稚園、認証保育所、区の家庭福祉員、企業主導型保育施設をいいます。

※　「多子世帯（第２子以降の児童が利用する場合）」の項目にチェックを入れた方で、別居中の養育しているお子様がいる方は、「別居者の扶養事実申立書」を添付してください。

※　他の施設での未就園児の定期的な預かり事業に同時期に申し込むことはできません。

※　本事業は、認可定員の空きを活用した制度です。各月の利用可能人数は前月中旬頃に決定します。区による通常保育の児童の入所調整の結果、利用できない場合がありますが、ご了承ください。

※　利用希望者が利用可能人数を超えた場合、利用者の選考は抽選により行います。

※　預かり開始前に利用を辞退する場合は、速やかに辞退を申し出てください。

※　区による通常保育の児童の入所調整の結果、認可定員に達した場合は、利用が決定している期間の途中でも利用終了となることがあります。

☐　上記の注意事項について同意します。（同意する場合は　☑　を記入）